

令和4年2月14日		時 分 受 理	受付順位	
			発言順位	
発 言 通 告 書				
藤枝市議会議長 植田 裕明 様				
藤枝市議会議員 11 番 遠藤 久仁雄 ㊟				
次のとおり通知します。				
発言の種類	代表質問		一般質問	緊急質問
1. 標 題	コンパクト+ネットワークのまちを創る 答弁を求める者（市長・担当部長）			
(要旨・内容)				
<p>14万4千人が暮らす我が町藤枝市の発展を願い、施政方針と令和4年度当初予算・組織の概要が示されました。</p> <p>藤枝市は、これまで4木14年間にわたる北村市政において、特に市の借金である市債残高の縮減に取り組むなど、健全な財政運営に努めてまいりました。市長が施政方針の中で述べられたように、藤枝市は地方政府としての自覚と責任のもと、自らが地方創生のモデルとなり、国を変えていくという気概を持って取り組んでいます。今こそ地方自治体の力の見せ所です。地方から国を変える時なのです。藤枝市の底力を見せようではありませんか。</p> <p>以下、藤枝市が掲げる重点戦略事業に沿って、質問をいたします。</p>				
(1) 交通安全推進事業				
<p>新たな事業が目を引く。高齢者自転車体験会や高齢者運転技能維持のための運動教室が行われるが、高齢者の身を守るため、事故を減らすための良い施策と考える。さらに、高校生いのちの教室では、交通事故被害者の家族による講話が行われるようだ。このように人の心に訴える試みは大変重要であり、事故を減らす効果があると期待される。市民の命を守るためには、できる限りの予算をつぎ込み、やれることは何でもやっていただきたい。交通安全・地域安全課が設置され2年が経とうとしているが、有り難いことに人身事故件数の大幅な削減が見られ成果が上がっている。そのうえで今後の交通安全事業の展望を伺う。</p>				

(※ 内容は詳細に記入してください。)

2 標 題	産業としごとを創る 答弁を求める者（市長・担当部長）
<p>(要旨・内容)</p> <p>(1) 次世代型（市役所）新庁舎整備構想づくりの推進</p> <p>将来の市庁舎建設のため、来年度は基金への積立金5億円が予算化されている。そして次世代の新庁舎整備に向けた第一歩として、まずは庁内での検討委員会がスタートする。今後何回にも及ぶ検討会の中で次第に全容が明らかになると思うが、住民の側に立って考えた時、現在の市庁舎のどこに不具合があるとお考えか伺う。</p>	

(※ 内容は詳細に記入してください。)

3. 標 題

ひとの流れを創る

答弁を求める者 (市長・担当部長)

(要旨・内容)

(1) 都市建設部に新設される「住まい戦略課」の役割

これまで移住・定住の働きかけが多く部署で行われていたが、それらを取りまとめて積極的に推進する部署が存在しないように感じられた。首都圏に住み移住・定住を考えている人の中で、静岡県は大変人気の高い地域である。今回の組織改編により、効果が発揮されることを願う。本事業をより軌道に乗せるための最大の補強点は、空き家バンクの充実ではないかと考えるが如何か。

(※ 内容は詳細に記入してください。)

4. 標 題	健やかに暮らし活躍できるまちを創る 答弁を求める者（市長、担当部長）
(要旨・内容) (1) 学校給食センター整備事業 3カ所の学校給食センターが老朽化し、現在の学校給食衛生管理基準に適合しないなか、新給食センターの建設が急がれている。本年度に基本構想がまとまり、令和4年度は基本設計及び事業設定が行われる計画であるが、以下について伺う。 ① 3つの給食センターは、何カ所に統合されるのか。 ② その場合、現在の地産地消は守られるのか。 ③ アレルギー対応食は、100%安全に提供されるのか。 (2) 特別支援教育支援員等活用事業 本市が力を入れている事業であり、大いに成果を発揮している。これまで2名であった学校看護師が3名に増員され、学校生活支援員40名は全小学校の低学年に継続配置、特別支援教育支援員73名は64名となり、新たに10名の登校支援教室指導員が全中学校に配属される。この改変に至った経緯を伺う。 (3) 村越化石生誕100年記念事業 記念すべき100年は一度だけだ。またとない機会であるし、化石氏の生き方から市民が何を学んでほしいのか、明確に示すことが大切だと考える。以下の事業について概要を伺う。 ① 生誕100年記念式典の開催（市民ホールおかべ） ② 吟行句会の開催（玉露の里など）	

(※ 内容は詳細に記入してください。)

5. 標 題

上伝馬商店街におけるカラス・鳩による環境悪化の解消
答弁を求める者（市長、担当部長）

(要旨・内容)

住んで良いまち、暮らしやすく住み心地の良いまち。住環境は生活する皆のものであるし、守らなければならない。昨年 11 月議会での一般質問からすでに 2 カ月以上が経過する。執行部答弁では、事態を解消するために単独での市条例を新たに制定するか、あるいは現行の「まちをきれいにする条例」の中に必要な条文を付け加えるか検討する、との答えをいただいている。その後の進展状況を伺う。